



いつもの場所が、もしもの避難所に？



高知市 災害時協力避難所 登録制度



制度の詳細はこちらを
ご覧ください

令和6年能登半島地震では、民間事業者が従業員や顧客、地域住民等を避難者として自発的に受け入れるなど、指定避難所になっていない民間施設が避難所として開放されました。

一方で、このような避難所の情報を行政が把握できておらず、物資などの必要な支援がなかなか届かなかったという事例も報告されています。

この度、高知市では、南海トラフ地震を想定し、避難所として利用可能な民間施設を「災害時協力避難所」として事前に登録する制度を創設しました。

令和8年1月
登録開始！

災害時、高知市のために貢献したい・・・

そんな想いを持つ事業者の皆様を探しています！

誰が登録できるの？

高知市内に活動拠点がある団体であれば登録を申請できます。法人格の有無は問いません。

※ただし、欠格要件があるので注意してください

登録できる施設は？

昭和56年に施行された新耐震設計基準の施行後に建設された建物であれば登録できます。

※施行前に建設された建物であっても、耐震診断や耐震工事によって安全性を確保できている建物は対象になります

メリットは？

登録いただいた団体の情報を、市のホームページ等で広く周知します。

※希望しない団体は公表しません

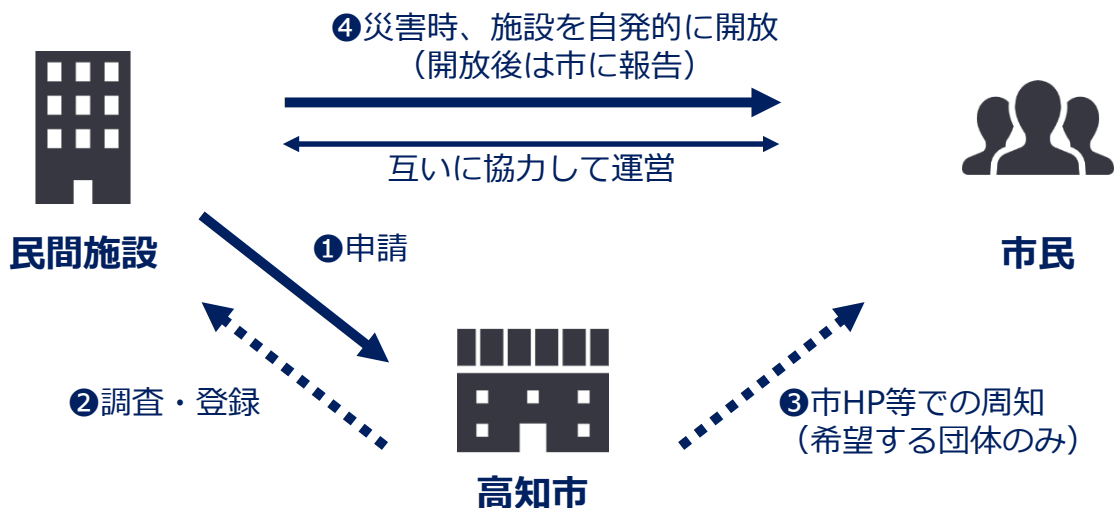
高知市防災政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター5階
☎ (088)823-9055 FAX (088)823-9085
✉ kc-080200@city.kochi.lg.jp



X 高知市「防災情報」
フォローをお願いします！

制度のイメージ



登録までの流れ



よくあるご質問

Q. 指定避難所との違いは何ですか？

A. 避難者の受入基準や人数、避難所の開設期間など、ルールを登録者が決められることや、市の要請に基づかずに登録者の判断で開設できることが大きな違いです。

Q. 避難所の運営は登録者（会社の場合は従業員）が行う必要がありますか？

A. 登録者と避難者が協力して運営していただくことを基本としていますが、避難所運営への協力が困難と考えられる場合は、施設の提供のみでもかまいません。

Q. 平時はどのような取組がありますか？

A. 防災訓練やイベントへの参加など、災害時に備えて、平時から高知市や地域の自主防災組織などとの連携を強化する取組を予定しています。

その他、詳しい情報は高知市防災政策課ホームページでご確認ください。